

## 供給区域の増加等に伴う託送供給約款および最終保障供給約款の変更について

平素より、本庄ガス株式会社をご愛顧いただきまして心よりお礼申し上げます。

さて、このたび当社は、関東経済産業局より、20180118関東第58号により、供給区域の変更の許可を頂きました。それに伴いまして、ガスの託送供給および最終保障供給に係る約款について、2018年3月15日に実施するものとして、関東経済産業局に届出を行いました。

この約款の変更につきまして、現行の「託送供給約款」2.(3)および「最終保障供給約款」2.(3)の定めに従い、本文書をホームページ等へ掲載すると共に、営業所等において変更後の約款の内容等を掲示することにより、約款の変更に係る周知といたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

20180118関東第58号により、埼玉県本庄市沼和田字観音堂・本庄市字高畑及び字仙南のうち国道462号線より東かつ市道2320号線以西を供給区域とする変更の許可を頂いたことから、この変更を反映するため、「託送供給約款」および「最終保障供給約款」の内容を改めるものです。

#### 2. 変更の内容（主な変更）

- ・「託送供給約款」および「最終保障供給約款」において、別表第1に規定されている供給区域に、埼玉県本庄市沼和田字観音堂・本庄市字高畑及び字仙南のうち国道462号線より東かつ市道2320号線以西を追加する。
- ・「託送供給約款」において、別表第4に払出圧力の異なる複数の払出地点をもつ託送供給依頼者の個別契約についての取扱方法の規定を追加する。
- ・その他、当社の組織改正等に係る形式的な変更。

この変更につきまして、ご意見、ご不明な点等がおありの場合は、下記までお問い合わせ下さい。

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目5番20号



本庄ガス株式会社

TEL 0495-24-2341（代表）